

労働安全衛生規則 改正（ロープ高所作業）

平成28年1月より、ロープ高所作業に関する危険防止措置として新たに次の事項が義務付けられます。

※ロープ高所作業：高さ2メートル以上の箇所作業で作業床を設けることが困難な場合に、労働者が昇降器具により身体を保持しつつ行う作業。

- (1) メインロープ以外に安全帯を取り付けるためのライフラインの設置
- (2) 十分な強度を有し、損傷、摩擦、変形及び腐食のないロープ等の使用、
堅固な支持物への緊結やロープの切断を防止するための措置の実施
- (3) 作業場所について、切断危険箇所の有無、周囲の状況等の事前調査及び記録
- (4) (3) に基づく作業計画の策定、周知、それに基づく作業の実施
※作業計画：作業の方法・手順・作業員数、労災発生時の応急措置等について定めたもの。
- (5) 作業指揮者の選任
※作業指揮者：作業計画に基づく作業の指揮、点検等を行う。
- (6) 作業従事者の安全帯の使用・保護帽の着用
- (7) 作業開始前の点検
- (8) 特別教育（平成28年7月から）



ロープ高所作業に関する業務に就かせる場合は、次の特別教育が必要になります。

科 目		時 間
座学	ロープ高所作業に関する知識	1時間
	メインロープ等に関する知識	1時間
	労働災害の防止に関する知識	1時間
	法令関係	1時間
実技	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全帯と保護帽の取扱い	2時間
	メインロープ等の点検	1時間

※既に特別教育を受講済みの科目は省略可。

※講師の資格要件はなし。ただし、教育科目について十分な知識、経験が必要。

建設労働者確保育成助成金 改正

次表のとおり、建設労働者確保育成助成金の一部が改正されました。

足場組立等に係る特別教育が助成対象に追加	平成27年7月1日以降に開始される「足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に係る特別教育」について、技能実習コース（賃金助成・賃金助成）の助成対象となります。
事前の計画届が必要	従来、計画届は不要とされていましたが、平成27年10月1日以降は、技能実習を開始する日の原則1ヶ月前までに計画届の提出が必要になります。

マイナンバー Q & A

Q. マイナンバーはどのようなときに使うの？

A. 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続のみで使われます。会社は、雇用保険、社会保険等の諸手続きにおいて対象者の個人番号を記載する必要があるため、従業員から個人番号を取得することとなります。

Q. 従業員のマイナンバーはいつ取得すればいいの？

A. 原則として、マイナンバー関係事務が発生した時点で取得します。なお、当該事務の発生が予想できた時点で求めることも可能です。在職者分は10月中に取得することをお勧めします。

Q. 従業員のマイナンバーはどうやって取得するの？

A. マイナンバーの利用目的を明示した上で、正しい番号であることの確認（通知カード、個人番号カード又はマイナンバー付住民票による。）及び正しい持ち主であることの確認（運転免許証、パスポート等の身分証明書による。）をして取得します。



Q. 日雇いや非常勤の従業員のマイナンバーも取得する必要があるの？

A. 源泉徴収票を作成する必要がある場合には、日雇いや非常勤の従業員であってもマイナンバーの取得が必要になります。

Q. 一人親方について、マイナンバーが必要となるのはどのようなとき？

A. 障害・死亡の場合の労災給付について、マイナンバーが必要となります。それ以外の労災給付については、今のところマイナンバーは不要です。